

## 第23回岐阜地方裁判所委員会・第22回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成26年6月5日（木）午後1時30分から午後4時45分まで

### 2 開催場所

岐阜地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 地裁委員会委員

伊藤納，伊藤和通，井上久朗，大西直樹，小河妙子，加藤謙治郎，北川住江，裁成人，矢野隆史，山川隆司，山田秀樹（五十音順，敬称略）

#### (2) 家裁委員会委員

足立佳代子，伊藤納，入江真，岩間尚子，上田日出子，小田輝，金津保，土本真弓，寺本和佳子，中嶋治彦，橋本治（五十音順，敬称略）

#### (3) 地裁委員会事務担当者

民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，会計課長，総務課課長補佐，会計課課長補佐

#### (4) 家裁委員会事務担当者

首席家裁調査官，首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 各委員自己紹介

#### (3) 岐阜地家裁庁舎概要説明（会計課長）

#### (4) 庁舎視察（準備手続室，各種待合室，裁判員法廷，面接室，家裁・簡裁書記官室，調停室，多目的トイレ，総合案内板など）

#### (5) 意見交換 要旨は別紙のとおり

なお、意見交換をより有意義なものとするために、委員会の開催前に、委員に対して、利用者が訪れる法廷や受付窓口等を指定した模擬の呼出状等を送付の上、実際の利用者になったつもりで来庁していただき、新庁舎の案内表示などを、利用者に近い視点から体験していただいた。

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

(地裁委員会) 「裁判員裁判の現状と課題について(仮題)」

(家裁委員会) 「面会交流について(仮題)」

(7) 次回期日

(地裁委員会) 平成26年11月13日(木)午後1時30分

(家裁委員会) 平成26年11月10日(月)午後1時30分

(別紙)

## 意見交換の要旨

### 5階【民事部】について（A委員）

5階の待合室のドアを開けると、待合室内の椅子の向きがドアと平行となっており、入口に向かって座る箇所があって、少し気になった。2階や3階の待合室では、ドアに向かって垂直に椅子が配置されている部屋もあり、その方が落ち着いた気分になるのではないかと感じた。

### （B委員）

5階の待合室は、1階や2階の待合室と性質が異なるものだと感じている。1階や2階は不特定多数の方々が入り出す待合室であるが、5階は事件当事者が使用することを想定しており、多数の方々が同時に使用する部屋ではないので、椅子の配置も使用目的に合わせているのではないかと感じた。

### （C委員）

車椅子に乗って見学させていただいたが、車椅子の目線だと待合室内の様子が丸見えだった。遮へいの部分を少し下げた方がよいと感じた。

### （裁判所）

5階の待合室の椅子の配置については、5階の待合室の用途が事件当事者が入れ替わりに準備手続室に入る際の待機場所であり、一般の方々が入り出す待合室とは想定している使用形態が異なるため、椅子の配置も異なっているが、本日いただいた御意見も踏まえ、再度検討したい。

### 3階【法廷】について

### （D委員）

法廷の中の検察官側、弁護人側の位置について、慣れない人が来たらちょっと分かりにくいと思われるので、何らかの表示で分かるようになってほしいと感じた。

ているとよい。

(E 委員)

法廷内の当事者の位置関係については、例えば、裁判員として初めて法廷に来られる方々には、実際の裁判が始まる前に事前に法廷内を見ていただき、当事者の位置関係や法廷内の機器について一通り御説明させていただいている。

(B 委員)

当事者の位置関係については、三角柱みたいなもので表示すると、分かりやすいのではないかと思う。

(F 委員)

法廷の前に貼ってある事件一覧には、同じ時刻に複数の事件が記載されているが、どの時間にどの事件を扱っているのかを特定して表示することはできないのか。

(裁判所)

刑事事件の場合、通常1件当たり数十分といった時間を予定しているので、個々の事件の予定を表示することができるが、民事事件の場合は、例えば、口頭弁論期日は、同じ時間帯に何件もの期日を指定しており、当事者が揃った事件から手続を進めているので、どの時間帯で何の事件を行っているのかを個別に特定して表示するのは難しい。どこの裁判所でもこのような取扱いであると思われる。

(E 委員)

民事事件でも、証人尋問を予定している期日であれば、時間帯を特定して法廷の前に表示している。

(G 委員)

法廷内の裁判員6番の座席に座らせてもらったが、裁判員から弁護人側の机上が丸見えであったことに少し驚いた。弁護人として机上に何を出

しておくのかといったことも少し気を遣うことになりそうだと感じた。

(H委員)

東京地裁の法廷と比較すると、岐阜の法廷は広くて落ち着いた雰囲気がある。設備も新しくて使いやすい印象を受けた。裁判員の方々にも、落ち着いた気持ちで裁判に臨んでいただけるのではないかな。

## 2階【家裁】について

(D委員)

調停室については、使用しているときには使用中であることを表示するランプが廊下側に点灯し、廊下には音楽も流れており非常に良いと思うが、ドアを開けるとすぐ中が見えるので、低い衝立などを置くと、利用者にとって安心感があるのではないかな。また、書記官室では、相談者から見ると相談を受けている職員の後ろにいる職員が全員見えるので、少し怖い感じがする。相談を受けている職員の後ろに衝立などがあると良いのではないかな。

(I委員)

家裁も簡裁も書記官室は、部屋に入ると部屋全体が見渡せるというのは、やや違和感があった。部屋に入ったとき、職員全員がこちらを見てもドキッとしたり、また誰もこちらを見なくても、来てはいけなかったのかと思うし、バランスが難しいところなので、せいぜい最前列までくらいが見える程度で良いのではないかな。

(J委員)

書記官室については、相談者としては、自分の相談をほかの来庁者にも聞こえていないかという不安感はあるのではないかな。相談の内容によって別室を設けているのかもしれないが、内容によっては思ったことを話せないという不安はあるのではないかなと思った。

(裁判所)

調停室については、通常、来庁者が自分1人で出入りすることはなく、必ず調停委員が案内をしており、その際には、相手方当事者と鉢合わせをしないよう配慮している。

(委員長)

御指摘の点については、引き続き検討していきたい。

(K委員)

調査室にはウレタンマットが敷いてあったが、マットの端を踏んだとき、すっと滑ったので、小さい子どもだと、ちょっと危ないなと思った。

#### 1階【簡裁】について

(L委員)

裁判中、気分が悪い人が出た場合、休んでもらうための部屋はあるか、看護師など対応する人はいるか。また、裁判所は全館禁煙になっているのか。1階のトイレには人工肛門に対応した設備があり、そのような設備が他の公共施設ではほとんどないので、非常によいと感じた。

(裁判所)

裁判中に気分が悪くなった人がいた場合に、休んでもらえる部屋は確保している。また、看護師もいるので応急的な対応はできる。喫煙場所は、庁舎内に裁判員専用のものが1箇所、屋外に1箇所あるが、その他の場所は禁煙となっている。

(C委員)

1階の案内表示には、外国人利用者のための外国語表示があっても良いのではないかと感じた。また、やや字が細かいようにも感じた。1階玄関の車椅子利用者用の受付カウンターは、車椅子に座ったままだとカウンターの下に足が入らなかった。

(I委員)

階段の手すりのうち、外側の手すりには点字シールが貼ってあったが、

内側には貼ってなかった。また、登り始める側に貼ってあって、上にはなかったような気がする。ただ、必要最小限で、それで良いのなら良いのかなとは思う。

(委員長)

庁舎視察後に、途中退席された委員から、多目的トイレの配置について、左右の利き手に対応できるように、フロアごとに利き手を逆にしてトイレを配置しているということであるが、案内板の表示が小さいために、伝わっていないのではないかと感じたという意見があった。

以 上